建築工事等の設計単価に、法定福利費に相当する補正を行うこととしました。

1 対象工事

建築工事(関連する専門工事を含む)、電気設備工事及び機械設備工事を対象とする。

- 2 設計単価の決定方法
 - 1) 市場単価による場合 当面の間、法定福利費に相当する額を補正した単価とする。
 - 2) 標準歩掛等による複合単価による場合 当面の間、法定福利費に相当する額を補正した単価とする。 (歩掛の「その他」の率の上限値を採用した単価)
 - 3) 物価資料等の刊行物の掲載価格による場合 物価資料に掲載されている実勢価格の平均値を採用する。
 - 4) 専門工事業者の見積価格等による場合 法定福利費及び諸経費を含むことを明確に記載した見積書を徴取 する。
- 3 適用日

平成25年11月21日以降に起工するものに適用する。

このページの問合せ先 長崎市建築課 電話 829-1186